

【対象項目：1.0 重大事故等対策における共通事項】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：差異無し）
 黄色塗りつぶし：10月6日提出コメント反映及び変更箇所

玄海（2017年1月）	柏崎（2017年8月）	東海第二（案）	備考
<p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルート¹の状況確認、八田浦貯水池及び取水ピットの取水箇所²の状況確認、ホース布設ルート³の状態確認を行い、合わせて燃料油貯蔵タンク、大容量空冷式発電機、その他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋外アクセスルートに対する想定される自然現象のうち、地震による影響（周辺建造物の倒壊又は損壊、周辺斜面の崩壊、敷地下斜面のすべり）、風（台風）及び竜巻による影響（飛来物）、積雪、火山の影響（降灰）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルート⁴を確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ及びその他の重機を保管、使用し、それらを運転できる要員を確保する。</p> <p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、溢水による通行への影響を受けない箇所⁵にアクセスルート⁶を確保する。</p> <p>津波の影響については、基準津波⁷に対して、十分余裕を見た高さ⁸にアクセスルート⁹を確保する。</p> <p>また、高潮に対して、通行への影響を受けない敷地高さ¹⁰にアクセスルート¹¹を確保する。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から使用場所まで運搬するアクセスルート¹の状況確認、取水箇所²の状況確認及びホース敷設ルート³の状況確認を行い、併せて、軽油タンク、常設代替交流電源設備及びその他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋外アクセスルートに対する地震による影響（周辺建造物等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり、不等沈下等）、その他自然現象による影響（風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響）を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なアクセスルート⁴を確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用し、それを運転できる要員を確保する。</p> <p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、溢水による通行への影響を受けない箇所⁵にアクセスルート⁶を確保する。</p> <p>津波の影響については、基準津波⁷による遡上域最大水位よりも高い位置⁸にアクセスルート⁹を確保する。</p>	<p>可搬型重大事故等対処設備の保管場所については、設計基準事故対処設備の配置も含めて常設重大事故等対処設備と位置的分散を図る。また、屋外の可搬型重大事故等対処設備は複数箇所に分散して保管する。</p> <p>重大事故等が発生した場合、事故収束に迅速に対応するため、屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管場所から目的地¹まで運搬するアクセスルート²の状況確認、取水箇所³の状況確認及びホース敷設ルート⁴の状況確認を行い、あわせて、軽油貯蔵タンク、可搬型設備用軽油タンク、常設代替交流電源設備及びその他屋外設備の被害状況の把握を行う。</p> <p>屋外アクセスルートに対する想定される自然現象のうち、地震による影響（周辺建造物の倒壊、周辺タンク等の損壊、周辺斜面の崩壊及び道路面のすべり、液状化及び揺すり込みによる不等沈下、液状化に伴う浮き上がり、地中埋設建造物の損壊）、風（台風）及び竜巻による飛来物、積雪、火山の影響を想定し、複数のアクセスルートの中からから⁵早期に復旧可能なアクセスルート⁶を確保するため、障害物を除去可能なホイールローダ等の重機を保管、使用し、それを運転できる要員を確保する。</p> <p>また、地震による屋外タンクからの溢水及び降水に対して、道路上への自然流下も考慮した上で、溢水による通行への影響を受けないアクセスルート⁷を確保する。</p> <p>地震及び津波の影響については、基準津波の影響を受けず、かつ基準地震動S_sに対して影響を受けないルート⁸若しくは重機による復旧等が可能なルート⁹を確保する。また、このアクセスルートの中から、敷地遡上津波の影響を受けない敷地高さ¹⁰に重大事故等対策が必要となるアクセスルート¹¹を少なくとも1ルート確保する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・記載の適正化（添付資料 1.0.2 と整合） ・設備名称の相違（軽油貯蔵タンク、可搬型設備用軽油タンク） ・記載表現の相違（玄海参考） ・玄海記載を参考に、東二の自然現象のうち地震による影響想定を記載。[添付資料 1.0.2 (5.3 地震による被害想定の方針、対応方針)] ・記載表現の適正化 ・東二の地震及び津波（敷地遡上津波）に対するアクセスルート確保方針を記載。[添付資料 1.0.2(2.5.1 屋外アクセスルート設定の考え方)]

玄海原子力発電所／柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表

【対象項目：1.0 重大事故等対策における共通事項】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：差異無し）
 黄色塗りつぶし：10月6日提出コメント反映及び変更箇所

玄海（2017年1月）	柏崎（2017年8月）	東海第二（案）	備考
<p>他の原子力事業者からは、要員の派遣、資機材の貸与及び環境放射線モニタリングの支援を、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット等の資機材、資機材操作の支援及び提供資機材を活用した事故収束活動に係る助言を受けられるように支援計画を定める。</p> <p>さらに、発電所外に保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品及び燃料等について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段及び燃料等の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服及びその他の放射線管理に使用する資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を整備する。</p> <p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、要員を確保する等の必要な体制を整備する。</p> <p>a. 手順書の整備</p> <p>重大事故等発生時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。</p> <p>さらに、使用主体に応じた手順書として、運転員が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）、発電所の緊急時対策本部（以下「緊急時対策本部」という。）が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）及び緊急時対策本部のうち支援組織が使用する手順書（以下「支援組織用手順書」という。）を整備する。</p>	<p>他の原子力事業者からは、人員の派遣、資機材の貸与及び環境放射線モニタリングの支援を受けられるようにするほか、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能なロボット及び無線重機等の資機材並びに資機材を操作する人員及び発電所までの資機材輸送の支援を受けられるように支援計画を定める。</p> <p>発電所外であらかじめ用意された手段（重大事故等対処設備と同種の設備、予備品、燃料等）について支援を受けることによって、発電所内に配備する重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段及び燃料の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を整備する。</p> <p>また、原子力事業所災害対策支援拠点から、発電所の支援に必要な資機材として、食糧、その他の消耗品及び放射線防護資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を整備する。</p> <p>(4) 手順書の整備、教育・訓練の実施及び体制の整備</p> <p>重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、運転員、緊急時対策要員及び自衛消防隊（以下「重大事故等に対処する要員」という。）を確保する等の必要な体制を整備する。</p> <p>a. 手順書の整備</p> <p>重大事故等時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるよう手順書を整備する。</p> <p>また、手順書は使用主体に応じて、運転員が使用する手順書（以下「運転操作手順書」という。）及び緊急時対策要員が使用する手順書（以下「緊急時対策本部用手順書」という。）を整備する。</p>	<p>他の原子力事業者からは、要員の派遣、資機材の貸与及び環境放射線モニタリングの支援を受けて、また、原子力緊急事態支援組織からは、被ばく低減のために遠隔操作可能な資機材の搬送、要員の派遣、放射線量をはじめとする環境情報収集の支援及び作業を行う上で必要となるアクセスルート確保作業の支援等を受けて、発電所における事故収束活動を支援できるように支援計画を定める。</p> <p>また、原子力緊急時後方支援班は、発電所外の社内組織が保有している重大事故等対処設備と同種の設備、予備品及び燃料等について支援を受けることによって、発電所内に配備している重大事故等対処設備に不具合があった場合の代替手段及び燃料等の確保を行い、継続的な重大事故等対策を実施できるよう事象発生後6日間までに支援を受けられる体制を整備する。</p> <p>原子力緊急時後方支援班は、原子力事業所災害対策支援拠点から、災害対策支援に必要な資機材として、食料、その他の消耗品、汚染防護服等及びその他の放射線管理に使用する資機材を継続的に発電所へ供給できる体制を整備する。</p> <p>(4) 手順書の整備、教育及び訓練の実施並びに体制の整備</p> <p>重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように、手順書を整備し、教育及び訓練を実施するとともに、要員を確保する等の必要な体制を整備する。</p> <p>a. 手順書の整備</p> <p>重大事故等時において、事象の種類及び事象の進展に応じて重大事故等に的確かつ柔軟に対処できるように手順書を整備する。</p> <p>手順書は使用主体に応じて、中央制御室及び現場で運転操作に対応する当直要員及び重大事故等対応要員（運転操作対応）が使用する手順書（以下「運転手順書」という。）、及び、緊急時対策所及び現場で事故収束に対応する当直要員を除く災害対策要員が使用する手順書（以下「災害対策本部手順書」という。）を整備する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東二は要員で統一 [添付資料 1.0.10] ・記載の適正化 ・東二の支援は、通信連絡設備、放射線測定装置等を想定 [添付資料 1.0.4] ・資機材名称の相違 ・汚染防護服等は技術的能力 1.0.4-2 表に示す放射線防護資機材等（タイベック、靴下、帽子、綿手袋、ゴム手袋等）を指す。 ・記載の適正化 ・「当直要員」は、重大事故等時に中央制御室及び現場において、当直として運転操作に対応する運転員。 ・体制・運用の相違（「災害対策本部手順等」には、支援組織が使用する手順書と災害対策本部が使用する手順がある。） [添付資料 1.0.10]

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：差異無し）
 黄色塗りつぶし：10月6日提出版コメント反映及び変更箇所

玄海（2017年1月）	柏崎（2017年8月）	東海第二（案）	備考
<p>c. 体制の整備</p> <p>重大事故等発生時において重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(a) 重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者を定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。重大事故等の原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、所長（原子力防災管理者）は、緊急時体制を発令し、要員の非常召集及び通報連絡を行い、発電所に自らを本部長とする緊急時対策本部を設置して対処する。</p> <p>緊急時対策本部に、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織を編成し、組織が効果的に重大事故等対策を実施できるよう、専門性及び経験を考慮した作業班の構成を行う。また、各班の役割分担、責任者である班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p>	<p>c. 体制の整備</p> <p>重大事故等時において重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(a) 重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者を定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p> <p>重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、所長（原子力防災管理者）は、事象に応じて原子力警戒態勢又は緊急時態勢を発令し、緊急時対策要員の非常召集及び通報連絡を行い、発電所に自らを本部長とする発電所対策本部を設置して対処する。</p> <p>発電所対策本部は、重大事故等対策を実施する実施組織、実施組織に対して技術的助言を行う技術支援組織及び実施組織が事故対策に専念できる環境を整える運営支援組織で編成し、組織が効果的に重大事故等対策を実施できるよう、専門性及び経験を考慮した機能班の構成を行う。また、各班の役割分担、対策の実施責任を有する班長を定め、指揮命令系統を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p> <p>当社は、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓から原子力防災組織に適用すべき必要要件を定め、米国における非常事態対応のために標準化された Incident CommandSystem(ICS)を参考に、重大事故等の中期的な対応が必要となる場合及び発電所の複数の発電用原子炉施設で同時に重大事故等が発生した場合に対応できる体制を整備する。</p>	<p>c. 体制の整備</p> <p>重大事故等時において重大事故等に対応するための体制として、以下の基本方針に基づき整備する。</p> <p>(a) 重大事故等対策を実施する実施組織及びその支援組織の役割分担及び責任者を定め、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p> <p>重大事故等を起因とする原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止及びその他の必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、所長（原子力防災管理者）は、事象に応じて、非常事態を宣言し、災害対策要員の非常召集、通報連絡を行い、発電所に自らを災害対策本部長とする発電所災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置して対処する。</p> <p>災害対策本部は、重大事故等対策を実施する実施組織、技術的助言を行う技術支援組織、実施組織及び技術支援組織が事故対処に専念できる環境を整える運営支援組織で編成し、組織が効果的に重大事故等対策を実施できるように、作業班を構成する。また、各班には、班員に対して必要な指示を行う本部員と、班員に対して具体的な作業指示や作業状況を本部に報告を行う班長を定め、指揮命令系統及び各班内の役割分担を明確にし、効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p> <p>これらの体制を、平日勤務時間帯中だけでなく、夜間及び休日においても、重大事故等が発生した場合に速やかに対策を行うことができるように、整備する。</p> <p>東海発電所との同時発災の場合においては、災害対策本部の一部の要員は東海第二発電所及び東海発電所の重大事故対応を兼務して対応できる体制とする。</p>	<p>・東二の体制の各名称を記載</p> <p>・記載の適正化（玄海の記載反映） [添付資料 1.0.10]</p> <p>・東二の組織構成の説明を追記</p>

【対象項目：1.0 重大事故等対策における共通事項】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：差異無し）
 黄色塗りつぶし：10月6日提出版コメント反映及び変更箇所

玄海（2017年1月）	柏崎（2017年8月）	東海第二（案）	備考
<p>(b) 実施組織を、運転員等により事故拡大防止に必要な運転上の措置を実施する班、発電設備の応急復旧計画の策定及び措置を実施する班、発電所及びその周辺（周辺海域）における放射線量並びに放射性物質の濃度の状況把握及び災害対策活動に従事する要員の被ばく管理を実施する班、土木建築設備の応急復旧計画の策定及び措置を実施する班で構成し、必要な役割の分担を行い重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。</p> <p>(c) 実施組織は、複数号炉の同時被災の場合において以下のとおり対応できる組織とする。</p> <p>緊急時対策本部は、複数号炉の同時被災の場合において、本部長の指示により3号炉及び4号炉ごとに指名した指揮者の指示のもと、号炉ごとの情報収集や事故対策の検討を行う。</p> <p>緊急時対策本部要員（指揮者等）、運転員（当直員）及び重大事故等対策要員を発電所構内又は近傍に常時確保し、複数号炉の同時被災が発生した場合においても、確保した要員により、重大事故等対処設備を使用して3号炉及び4号炉の炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止の重大事故等対策に対応できる体制とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、原子炉ごとに選任する。担当号炉のプラント状況把握及び事故対策に専念することにより、複数号炉の同時被災を想定した場合においても指示を的確に実施する。</p> <p>各号炉の発電用原子炉主任技術者は、複数号炉の同時被災時に、号炉ごとの保安監督を誠実かつ、最優先に行う。</p> <p>また、実施組織による重大事故等対策の実施に当たり、号炉ごとに選任した発電用原子炉主任技術者は、緊急時対策本部から得られた情報に基づき重大事故等の拡大防止又は影響緩和に関し、保安上必要な場合は、運転に従事する者（所長を含む。）へ指示を行い、事故の拡大防止又は影響緩和を図る。</p>	<p>(b) 実施組織は、事故対応手段の選定に関する当直（運転員）への情報提供等を行う班、事故の影響緩和及び拡大防止に関わるプラントの運転操作を行う当直（運転員）、重大事故等対処設備の準備と操作及び不具合設備の復旧等を行う班並びに火災発生時に消火活動を行う自衛消防隊で構成し、重大事故等対策が円滑に実施できる体制を整備する。</p> <p>(c) 実施組織は、複数号炉において同時に重大事故等が発生した場合においても対応できる組織とする。</p> <p>発電所対策本部は、複数号炉の同時被災の場合において、情報の混乱や指揮命令が遅れることのないよう、発電所対策本部長が活動方針を示し、号炉ごとに配置された号機統括は、対象号炉の事故影響緩和・拡大防止に関わるプラント運転操作への助言や可搬型重大事故等対処設備を用いた対応、不具合設備の復旧等の統括を行う。</p> <p>複数号炉の同時被災の場合において、必要な緊急時対策要員を発電所内に常時確保することにより、重大事故等対処設備を使用して6号及び7号炉の炉心損傷防止及び原子炉格納容器破損防止の重大事故等対策を実施するとともに、他号炉の被災対応ができる体制とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、号炉ごとに選任し、担当号炉のプラント状況把握及び事故対策に専念することにより、複数号炉の同時被災が発生した場合においても的確に指示を行う。</p> <p>各号炉の発電用原子炉主任技術者は、複数号炉の同時被災時に、号炉ごとの保安監督を誠実かつ最優先に行う。</p> <p>また、実施組織による重大事故等対策の実施に当たり、各号炉の発電用原子炉主任技術者は、発電所対策本部から得られた情報に基づき、保安上必要な場合は、重大事故等に対処する要員（発電所対策本部長を含む。）へ指示を行い、事故の拡大防止又は影響緩和を図る。</p>	<p>(b) 実施組織は、当直要員、重大事故等の現場活動を行う重大事故等対応要員及び初期消火活動を行う自衛消防隊で構成する。</p> <p>実施組織の要員は、庶務班（アクセスルートの確保、消火活動等の実施）、保修班（給水確保、電源確保に伴う措置等の実施）及び運転班（事故の影響緩和・拡大防止に関する運転上の措置等の実施）で構成し、各班には必要な指示を行う班長を配置する。</p> <p>(c) 実施組織は、隣接する東海発電所との同時発災においても対応できる組織とする。</p> <p>東海発電所は、廃止措置中であり、また、全燃料が搬出済みであるため発生が考えられる重大事故等は少ないが、東海第二発電所と同時に発災し、各発電所での対応が必要となる場合には、災害対策本部は、各発電所の状況や使用可能な設備、事象の進展等の状況を共有し、東海発電所長及び東海第二発電所長を兼務する災害対策本部長が対応すべき優先順位の最終的な判断を行う。</p> <p>東海発電所との同時発災の場合においては、災害対策本部の一部の要員は東海第二発電所及び東海発電所の重大事故対応を兼務して対応できる体制とする。</p> <p>この際、東海第二発電所の発電用原子炉主任技術者は、東海第二発電所の保安の監督を、誠実かつ最優先に行い、東海第二発電所の運転に従事する者（所長を含む）に保安上の指示を行う。</p>	<p>・東二の組織体制を記載 [添付資料 1.0.10]</p> <p>・東二は東海発電所との同時発災時の対応を整理。</p> <p>・原子炉主任技術者の役割を記載。（東二に保安上の指示）</p> <p>・東海第二に発電用原子炉主任技術者がいることを明記。（隣接する廃止措置中の東海発電所の発電用原子炉主任技術者については記載せず）</p>

玄海原子力発電所／柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表

【対象項目：1.0 重大事故等対策における共通事項】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：差異無し）
 黄色塗りつぶし：10月6日提出版コメント反映及び変更箇所

玄海（2017年1月）	柏崎（2017年8月）	東海第二（案）	備考
<p>(d) 緊急時対策本部には、支援組織として技術支援組織と運営支援組織を設ける。</p> <p>技術支援組織は、事故拡大防止のための運転措置の支援及び保安上の技術的助言を行う班、運営支援組織は、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるため緊急時対策本部の運営及び情報の収集を行う班、関係地方公共団体の対応及び報道機関等の社外対応を行う班、防災資機材の整備を行う班、避難者の誘導を行う班で構成する。</p>	<p>(d) 発電所対策本部には、支援組織として技術支援組織と運営支援組織を設ける。</p> <p>実施組織に対して技術的助言を行うための技術支援組織は、プラント状態の進展予測・評価等を行う班、発電所内外の放射線・放射能の状況把握及び影響範囲の評価等を行う班で構成する。また、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるための運営支援組織は、発電所対策本部の運営支援等を行う班、資材の調達及び輸送に関する一元管理等を行う班、対外関係機関へ通報連絡等を行う班、対外対応情報の収集等を行う班で構成する。</p>	<p>(d) 災害対策本部には、支援組織として技術支援組織と運営支援組織を設ける。</p> <p>支援組織のうち技術支援組織は、技術班（事故状況の把握・評価、プラント状態の進展予測・評価、事故拡大防止対策の検討及び技術的助言等）、放射線管理班（発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価、被ばく管理、汚染拡大防止措置等に関する技術的助言、二次災害防止に関する措置等）、保修班（事故の影響緩和・拡大防止に関する対応指示、不具合設備に関する応急復旧及び技術的助言、放射性物質の汚染除去等）、運転班（プラント状態の把握、把握したプラント状態の災害対策本部への報告、事故の影響緩和・拡大防止に関する対応指示及び技術的助言等）で構成し、各班には必要な指示を行う本部員と班長を配置する。</p> <p>支援組織のうち運営支援組織は、情報班（事故に関する情報収集・整理及び連絡調整、本店（東京）（以下「本店」という。）対策本部及び社外機関との連絡調整等）、広報班（発生した事象に関する広報、関係地方公共団体への対応、報道機関等への社外対応、発電所内外への情報提供等）、庶務班（災害対策本部の運営、防災資機材の調達及び輸送、所内警備、避難誘導、医療（救護）に関する措置、二次災害防止に関する措置等）で構成し、各班には必要な指示を行う本部員と班長を配置する。</p>	<p>・東二の災害対策本部体制の呼称 [添付資料 1.0.10]</p>

【対象項目：1.0 重大事故等対策における共通事項】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：差異無し）
 黄色塗りつぶし：10月6日提出コメント反映及び変更箇所

玄海（2017年1月）	柏崎（2017年8月）	東海第二（案）	備考
<p>通常時の発電所体制下での運転，日常保守点検活動の実務経験が緊急時対策本部での事故対応，復旧活動に活かす，組織が効果的に重大事故等対策を実施できるよう，専門性及び経験を考慮した上で作業班の構成を行う。また，各班の役割分担，責任者である班長（管理職）を定め，指揮命令系統を明確にし，効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p>	<p>通常時の発電所体制下での運転，日常保守点検活動の実務経験が発電所対策本部での事故対応，復旧活動に活かすことができ，組織が効率的に重大事故等対策を実施できるよう，専門性及び経験を考慮した上で機能班の構成を行う。また，各班の役割分担，対策の実施責任を有する班長を定め，指揮命令系統を明確にし，効果的な重大事故等対策を実施し得る体制を整備する。</p> <p>当社は，福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓から原子力防災組織に適用すべき必要要件を定め，米国における非常事態対応のために標準化された Incident Command System(ICS)を参考に，重大事故等の中期的な対応が必要となる場合及び発電所の複数の発電用原子炉施設で同時に重大事故等が発生した場合に対応できる体制を整備する。</p>	<p>また，災害対策本部は，通常時の発電所体制下での運転，日常保守点検活動の実施経験が災害対策本部での事故対応，復旧活動に活かすことができ，組織が効果的に重大事故等対策を実施できるように，専門性及び経験を考慮した作業班で構成する。</p> <p>災害対策本部は，本部長，本部長代理，本部員及び発電用原子炉主任技術者で構成される「本部」と，七つの作業班で構成され，役割分担に応じて対処する。</p> <p>災害対策本部において，指揮命令は基本的に災害対策本部長を最上位に置き，階層構造の上位から下位に向かってなされる。一方，下位から上位へは，実施事項等が報告される。東日本大震災時のプラント対応の経験から，情報班員を中央制御室に平時から待機させ，重大事故等時にはプラント状況や中央制御室の状況を災害対策本部に報告する，また，各班の対応状況についても各本部員より災害対策本部内に適宜報告されることから，常に綿密な情報の共有がなされる。</p> <p>あらかじめ定めた手順に従って運転班（当直発電長）が行う運転操作や復旧操作については，当直発電長の判断により自律的に実施し，運転班本部員に実施の報告が上がってくることになる。</p> <p>災害対策本部の機能を担う要員の規模は，対応する事故の様相及び事故の進展や収束の状況により異なるが，ブルーム通過の前，ブルーム通過中及びブルーム通過後も，要員の規模を拡大及び縮小しながら円滑な対応が可能な組織とする。</p> <p>格納容器ベントに伴ってブルームが通過する際には，ブルーム通過時においても，緊急時対策所，中央制御室待避室及び二次隔離弁操作室にて監視及び操作に必要な災害対策要員を残す。それ以外の災害対策要員は，ブルームが通過する前に原子力事業所災害対策支援拠点に一時退避するが，ブルームが通過したと判断され次第，災害対策本部の体制がブルーム通過時の体制から重大事故時の対応体制に移行するのに合わせて，発電所に招集する。</p> <p>東海発電所との同時発災の場合においては，災害対策本部の一部の要員は東海第二発電所及び東海発電所の重大事故対応を兼務して対応できる体制とする。</p>	<p>東海第二はサイト内に運転炉が1つであるため，防災体制における指揮命令系統が明確なためICSは導入していない。</p> <p>・ブルーム通過時の災害対策本部体制に係る記載を追加</p>

玄海原子力発電所／柏崎刈羽原子力発電所／東海第二発電所 技術的能力比較表

【対象項目：1.0 重大事故等対策における共通事項】

赤色：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青色：記載箇所と内容の相違（記載方針の相違）
 緑色：記載表現、設備名の相違（設備名の相違：差異無し）
 黄色塗りつぶし：10月6日提出版コメント反映及び変更箇所

玄海（2017年1月）	柏崎（2017年8月）	東海第二（案）	備考
<p>(d) 緊急時対策本部には、支援組織として技術支援組織と運営支援組織を設ける。</p> <p>技術支援組織は、事故拡大防止のための運転措置の支援及び保安上の技術的助言を行う運転支援班で構成する。運転支援班は、重大事故等発生時に炉心損傷へ至った場合において、プラント状態の把握及び事故進展の予測、パラメータの監視、パラメータがあらかじめ定められたしきい値を超えた場合に操作を実施した場合の実効性及び悪影響の評価並びに操作の優先順位を踏まえた操作の選定を行い実施組織へ実施すべき操作の指示を行う。</p> <p>運営支援組織は、総括班、広報班、総務班及び原子力訓練センター班で構成し、必要な役割の分担を行い実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p> <p>総括班は、緊急時対策本部の運営、情報の収集、災害状況の把握、関係官庁及び関係地方公共団体への通報連絡、燃料貯蔵状況の管理並びに各班へ本部指令事項の連絡を行う。</p> <p>広報班は、関係地方公共団体の対応、報道機関の対応及び避難者誘導（展示館来館者）を行う。</p> <p>総務班は、本部構成員の動員状況の把握、要員と資機材の輸送車手配及び運搬、防災資機材の整備、輸送及び調達、緊急医療対応、正門の出入管理並びに要員に対する食料の調達配給を行う。</p> <p>原子力訓練センター班は、避難者の誘導（原子力訓練センター見学者）を行う。</p> <p>これらの各班は、各班の役割を実施し、実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整える。</p>	<p>(d) 発電所対策本部には、支援組織として技術支援組織と運営支援組織を設ける。</p> <p>実施組織に対して技術的助言を行うための技術支援組織は、計画・情報統括を配置し、計画班及び保安班で構成する。</p> <p>計画・情報統括は、事故対応状況の把握及び事故対応方針の立案を行う。</p> <p>計画班は、プラント状態の進展予測・評価及びその評価結果の事故対応方針への反映を行う。</p> <p>保安班は、発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価、被ばく管理、汚染拡大防止措置に関する指示を行う。</p> <p>実施組織が重大事故等対策に専念できる環境を整えるための運営支援組織は、対外対応統括及び総務統括を配置し、通報班、立地・広報班、資材班及び総務班で構成する。</p> <p>対外対応統括は、対外対応活動の統括を行う。</p> <p>通報班は、対外関係機関へ通報連絡等を行う。</p> <p>立地・広報班は、自治体派遣者及び報道機関対応者の支援を行う。</p> <p>総務統括は、発電所対策本部の運営支援の統括を行う。</p> <p>資材班は、資材の調達及び輸送に関する一元管理を行う。</p> <p>総務班は、要員の呼集、食糧・被服の調達、医療活動、所内の警備指示、一般入所者の避難指示等を行う。</p>	<p>(d) 災害対策本部には、支援組織として技術支援組織と運営支援組織を設ける。</p> <p>支援組織のうち技術支援組織は、技術班（事故状況の把握・評価、プラント状態の進展予測・評価、事故拡大防止対策の検討及び技術的助言等）、放射線管理班（発電所内外の放射線・放射能の状況把握、影響範囲の評価、被ばく管理、汚染拡大防止措置等に関する技術的助言、二次災害防止に関する措置等）、保修班（事故の影響緩和・拡大防止に関する対応指示、不具合設備の応急復旧及び技術的助言、放射性物質の汚染除去等）、運転班（プラント状態の把握及び災害対策本部への報告、事故の影響緩和・拡大防止に関する対応指示及び技術的助言等）で構成し、各班には必要な指示を行う本部員と班長を配置する。</p> <p>支援組織のうち運営支援組織は、情報班（事故に関する情報収集・整理及び連絡調整、本店（東京）（以下「本店」という。）対策本部及び社外機関との連絡調整等）、広報班（発生した事象に関する広報、関係地方公共団体の対応、報道機関等の社外対応、発電所内外へ広く情報提供等）、庶務班（災害対策本部の運営、防災資機材の調達及び輸送、所内警備、避難誘導、医療（救護）に関する措置、二次災害防止に関する措置等）で構成し、各班には必要な指示を行う本部員と、班員に対して具体的な作業指示や作業状況を本部に報告する班長を配置する。</p>	<p>・東二の災害対策本部体制と役割との相違</p> <p>・本店が東京に所在していることを定義付け。</p> <p>・本部員と班員の役割を明確に記載 [添付資料 1.0.10]</p>